

防災・減災対策等への継続的な支援について

【担当省庁】 総務省

市町村における取組

【現状】

各市町村では「緊急防災・減災事業債」を活用して、大規模地震等の災害時の防災対策として、公共施設の耐震改修、指定避難所における空調設備や通信設備の整備、トイレの洋式化及びバリアフリー化等の様々な事業を推進しているところである。

本債は令和7年度までの時限措置として発行することができるが、優先順位を定め計画的に整備を進めているものの、単年度で進められる事業量には限界があり、令和8年度以降も引き続き整備を進める必要がある。

また、「緊急自然災害防止対策事業債」は、災害の発生の予防、または災害の拡大を防止するため、インフラ等の強靱化対策を対象として、令和7年度までの時限措置として発行することができる。

しかし、本債を活用した事業についても計画的に整備を進めているものの、単年度で進められる事業量には限界があり、令和8年度以降も引き続き整備を進めることが必要な状況である。

「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」は地方債の充当率が100%、交付税措置率が70%と地方公共団体にとって、極めて重要な財源保障となっている。

【課題】

生駒市では、公共施設・全避難所の整備は、施設を稼働しながら進めていることから複数年を要し、令和8年度にも避難所の空調設備の設置を予定している。

また上牧町では、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用して、道路の冠水対策や照明の落下防止対策などの事業を毎年進めているものの整備予定箇所が多く、令和8年度以降にも引き続き整備を予定している。

厳しい財政状況のもと、継続的に防災・減災対策を進めるためには、必要な財源の確保が課題となっている。

【地方債の活用状況】

(単位：千円)

	緊急防災・減災事業債		緊急自然災害防止対策事業債	
	生駒市	上牧町	生駒市	上牧町
R1	39,700	40,900	0	7,900
R2	133,600	20,700	4,700	22,300
R3	69,800	0	29,000	53,000
R4	78,900	18,800	76,600	81,600
R5	355,000	289,800	0	57,000
R6	481,000 (予算)	69,300 (予算)	0	129,000 (予算)

国にお願いすること

1. 改正国土強靱化基本法を踏まえ、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することをお願いする。

2. 令和7年度までの時限措置とされている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」について、令和8年度以降においても継続を要望するとともに、さらには本制度の恒久化についてもご検討いただきたい。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会